



ひとりで悩まないで

流産・死産を経験された方へ

流産や死産でお子さまを亡くされた方々が、つらい気持ちを抱えたまま孤立することなく、誰かに話を聞いてほしいと思ったときに相談できる場所や利用できる制度をご案内します。



相談窓口

● 栃木県不妊・不育専門相談センター

☎028-665-8099

火曜日～土曜日及び第4日曜日 午前10時～12時30分、午後1時30分～4時(祝日、月曜日が祝日の場合の火曜日、12月29日から1月3日までを除く)

● 栃木市子ども家庭センター

☎0282-25-3505

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(年末年始・祝日を除く)

家庭児童相談

お子さんのことでお悩みのときあなたの力になります。相談員がおりますので気軽にご相談ください。

● こどもの相談

お子さんの心や体の発達に関する相談
心身障がいの相談
保育所(園)学校生活でのこと
非行・不良行為など

● 子育て中の保護者の悩み

相談相手がない
イライラして子どもをたたいてしまう、怒鳴ってしまう
家族関係での悩みなど

● その他

ご近所のお子さんが気になる、心配な家族を見聞きした方からの相談情報提供
※相談内容についての秘密は厳守します。

※家庭児童相談室は、ケースにより児童相談所、保育園等の就学前教育・保育施設、健康増進課、教育委員会、学校などの関係機関と連携し、支援していきます。

家庭児童相談室

問 こども家庭センター内 ☎25-5149

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分～17時15分

虐待かもと思ったら

● 児童相談所虐待対応ダイヤル(無料)

☎189(いちはやく)

お近くの児童相談所につながります。

● 栃木県県南児童相談所

☎24-6121

DVに関する相談

問 配偶者暴力相談支援センター ☎21-2218

DV(配偶者等からの暴力等)被害に関する相談をお受けします。

DVかなと思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください。

● 身体的暴力 なぐる・ける・物を投げつける等

● 精神的暴力 大声でどなる等

● 経済的暴力 生活費を渡さない等

● 性的暴力 性行為の強要等

※相談内容についての秘密は厳守します

こころの健康相談

眠れない、落ち込む、生きづらさを感じている等の、こころの悩みがある方やご家族の相談にカウンセラーが応じます。些細なことでもお気軽にご相談ください。

予約受付

健康増進課健康づくり係 ☎25-3511

子育て世帯訪問支援事業

疾病等によりこどもの養育が困難な家庭や、ヤングケアラーを対象に、訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援を行うサービスです。

相談先

こども家庭センター児童家庭相談係
☎25-5148

ショートステイ(里親・施設)

子育て短期支援事業

保護者のさまざまな理由により家庭で養育することが一時的に困難になった場合、その児童の養育を里親や児童養護施設に委託し、必要な保護を行う事業です。

対象児童 0～18歳未満

※詳しくは、こども家庭センター(☎25-5148)へ

児童相談所(県施設)

問 栃木県県南児童相談所

(沼和田町17-22) ☎24-6121

0歳から18歳未満のお子さんに関するさまざまな問題(成長に伴って生じてくる「心のこと」「身体のこと」「学校のこと」など)について、経験豊富な専門スタッフ(児童福祉司、児童心理司、相談員、小児科医、精神科医)が相談に応じます。

相談方法 面接、電話、訪問

受付 月曜日～金曜日(祝日を除く)
8時30分～17時15分

子育ての相談一覧

	相談内容	施設名	電話による相談		面接による相談	
育児・子育て	妊娠・出産・育児の相談 発育発達の相談 栄養(離乳食等)相談	栃木保健福祉センター	25-3505	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	今泉町2-1-40 こども家庭センター	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	【子育て広場】 育児相談 離乳食・幼児食相談 歯科相談 身体計測 親子遊び		—	—	今泉町2-1-40 こども家庭センター	毎月第一火曜日 10時～12時 予約不要
	お子さんの心や育ちに関すること 子育てに関すること		20-7705	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	今泉町2-1-40 こども家庭センター	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
悩み・心配ごと	【スクールカウンセラー】 小・中学生の教育相談	学校教育課(各小・中学校)	教育相談を希望する方は、お子さんの在籍する学校にご相談ください。			
	【栃木市“あったか”電話】 こども・保護者の教育に関する相談		21-2478	月～金 8時30分～17時15分	万町9-25 本庁舎4F	事前予約が必要 (1回50分程度)
	いじめ相談 青少年相談 (非行問題・不登校など)	青少年育成センター (教育委員会事務局生涯学習課内)	24-0667 23-6566	月～金 9時～17時 ※土日祝日・時間外は事前予約が必要	万町9-25 本庁舎4F	月～金 9時～17時 ※土日祝日・時間外は事前予約が必要
カウンセラーによる こころの健康相談	健康増進課(栃木保健福祉センター及びゆうゆうプラザ)	—	—	今泉町2-1-40 栃木保健福祉センター または大平町西野田666-1 大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ)	【予約申込み先】 健康づくり係 ☎25-3511 ※日程は市ホームページでご確認ください。	

	相談内容	施設名	電話による相談	面接による相談
悩み・心配ごと	養護相談(虐待含)・障がい相談 非行相談・育成相談	栃木県南 児童相談所	24-6121 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) ※上記以外の時間は189 (児童相談所全国 共通ダイヤル)	沼和田町 17-22 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) 基本的に予約制 です。
	児童虐待相談	こども家庭 センター	25-5149 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) ※上記以外の時間は189 (児童相談所全国 共通ダイヤル)	今泉町2-1-40 栃木保健福祉セ ンター 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	家庭児童相談 (0～17歳の子どもとその 家族・ヤングケアラー等)		25-5149 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	女性・ひとり親家庭 相談		25-8033 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
DV	配偶者等からの暴 力(DV)相談	配偶者暴力 相談支援セ ンター	21-2218 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)	—
		栃木警察署 生活安全課	25-0110	箱森町40-14
養育費	養育費と面会交流 に関する相談	養育費・ 親子交流 相談支援セ ンター	フリーダイヤル 0120-965-419 携帯からは 03-3980-4108 月・火・木・金 10時～20時 水 12時～22時 土・祝日 10時～18時 ※メール相談 info@youikuhi.or.jp	—
その他	障がい児者相談	障がい児者 相談支援セ ンター	21-2219 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	ひきこもり相談	障がい児者 相談支援セ ンター	21-2219 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) ☎21-2219
	外国人住民に関す ること 通訳のご相談	栃木市国際 交流協会	25-3792 月～金 9時～17時	入舟町6-8 きららの村とちぎ 蔵の街楽習館 月～金 9時～17時

広 告



カウンセリングサロン

Wisteria

ウィステリア

お気軽に
お電話
ください

ご夫婦について
困っている

Home Page



ひとり親
ならではの
お悩み

職場復帰
不登校など

うつ病やご自身の
向き合い方に
ご不安のある方

〒328-0015 栃木市万町9-5 シティビル3階 TEL:0282-21-8078

ひとり親で悩まなご

オレンジリボン運動

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボン、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。



児童虐待防止法が施行された11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、関係機関・団体等の協力を得て児童虐待防止に取り組んでいます。

児童福祉週間

厚生労働省はこどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として定めています。

この児童福祉週間には、児童福祉の理念(*)の普及・啓発のために、各種行事が行われています。

*児童福祉の理念(児童福祉法)

- ・すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ・すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか？

皆さんは、自分自身がヤングケアラーであることを認識していない、あるいは、周囲に相談できない子どもが多くいることを知っていますか？

そういった子どもたちは、家族の支援を行うことで、勉強時間や友人との時間が十分に取れなかったり、進学を諦めざるを得なかったりすることがあります。

皆さんの目で気づいたこと、家族のこと、自分のことで悩んだら、ご相談ください。

こども家庭センター 児童家庭相談係 ☎25-5149

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子をいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行っている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ひとりでも悩まないで